



利根川・渡良瀬川合流域に形成された水場景観保存計画

(利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画 改訂版)

— 群馬県板倉町 —

2011

板倉町教育委員会

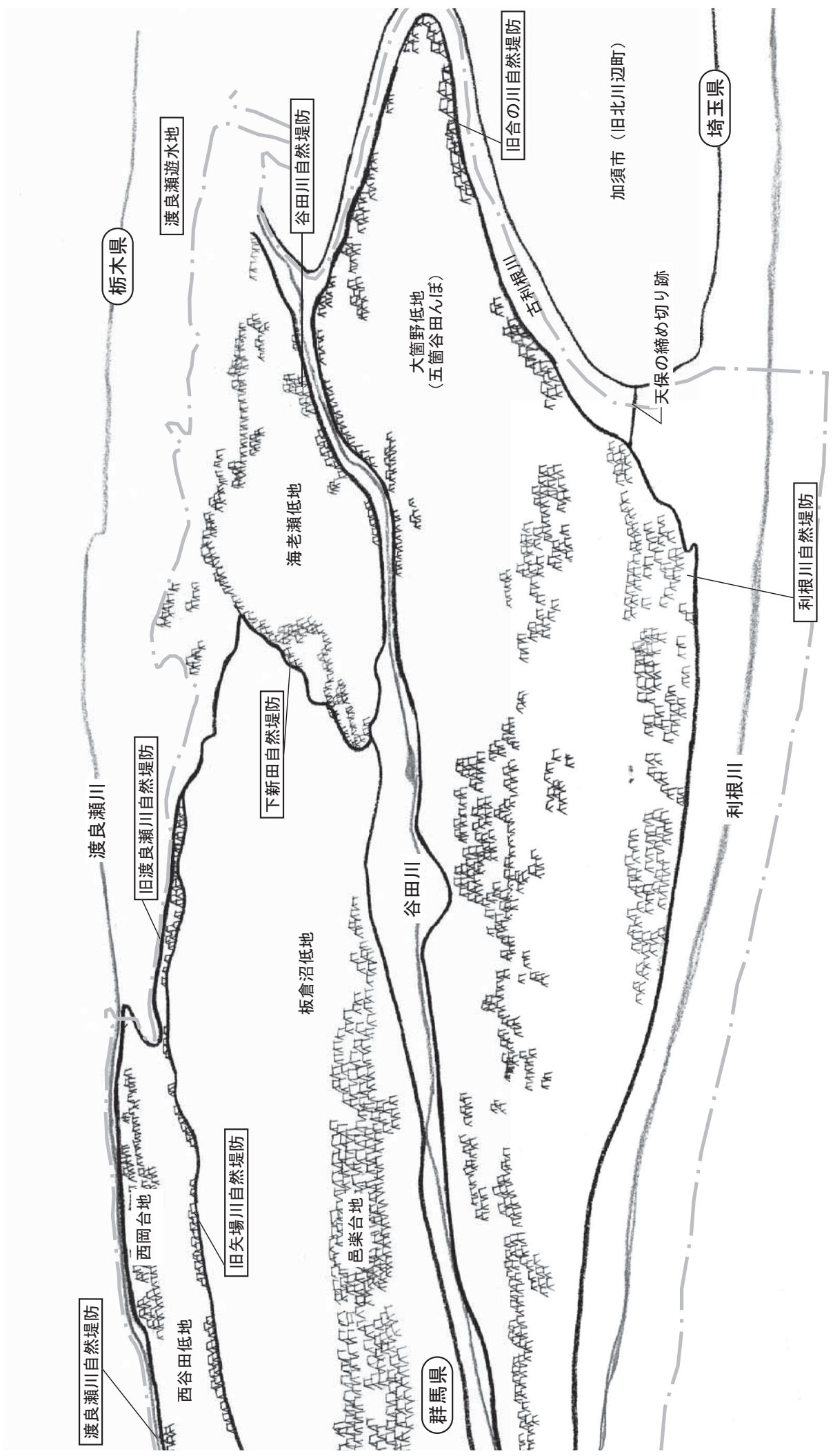
利根川・渡良瀬川合流域に形成された水場景観保存計画

(利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画 改訂版)

— 群馬県板倉町 —

2011

板倉町教育委員会



渡良瀬川自然堤防

西谷田低地

旧渡良瀬川自然堤防

渡良瀬川

栃木県

渡良瀬遊水地

旧矢場川自然堤防

板倉沼低地

下新田自然堤防

海老瀬低地

谷田川自然堤防

谷田川

邑楽台地

大箇野低地
(五箇谷田んぼ)

群馬県

旧合の川自然堤防

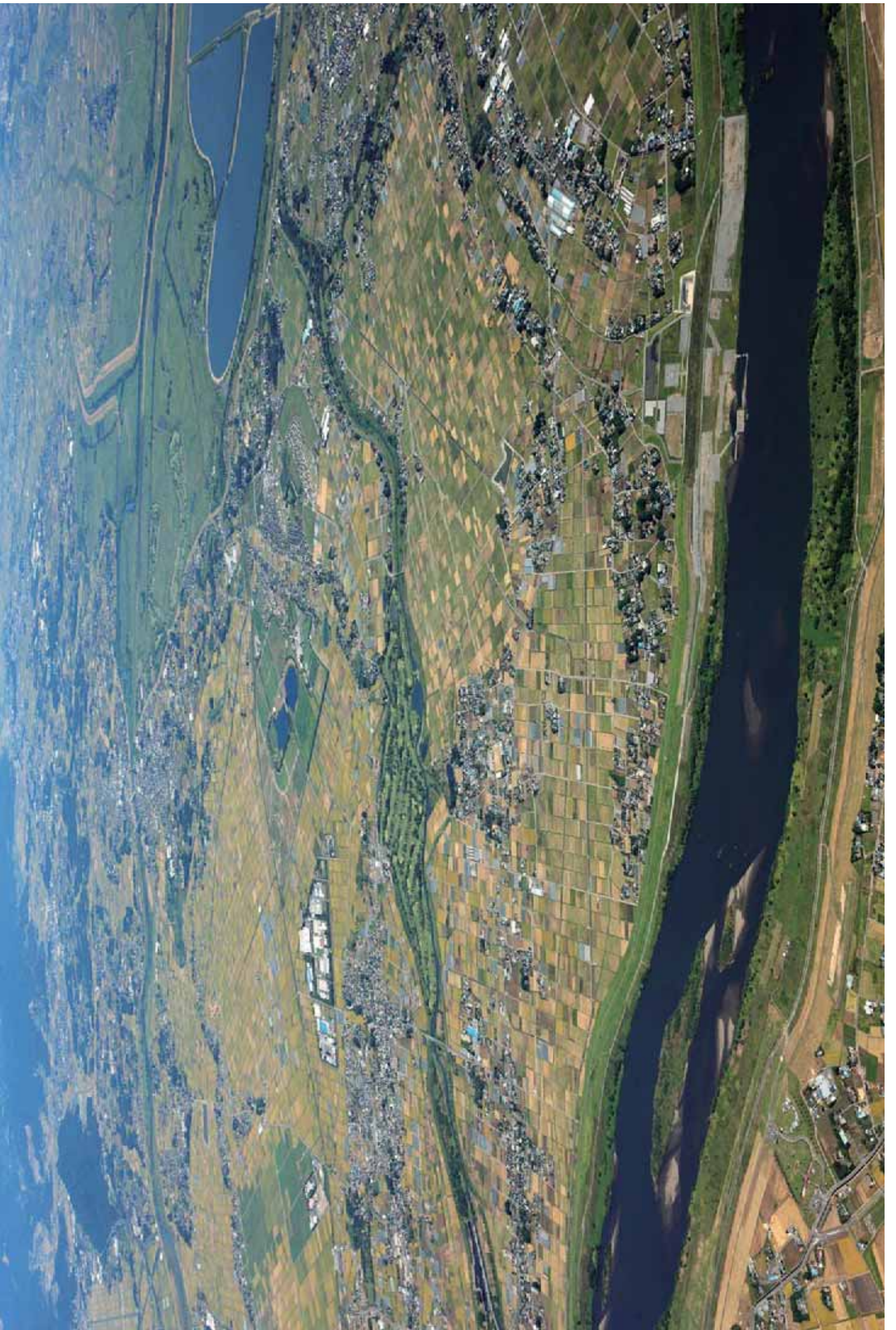
加須市 (旧北川辺町)

天保の締め切り跡

利根川

埼玉県

利根川自然堤防



河の流れとともに

序にかえて

現在の板倉町は、利根川と渡良瀬川といった大河に挟まれています。およそ170年前までは、合流部でした。現在、私たちが見る利根川は、本町の南縁を通過して、銚子市の方へ流れています。北東部を流れていました渡良瀬川も、現在は北縁を流下しています。この当時、河川によって区切られた国境が現在の県境となっています。このように河川はわずかに数百年の間でも多くの変遷を辿っています。

しかし本地域に暮らしてきた人々は、河川の流れに逆らうこともなく、その中で生き、すばらしい知恵や文化を育んできました。それらは土地に刻まれ、人々の生活に根をおろし、現在に生きる我々に多くのことを語ってくれています。

本町では、これまで多角的な調査を長年行って参りましたが、今回の「文化的景観」の調査によって、風土に根ざした本地域をあらためて捉える結果とすることができました。そのため板倉町の個性ある姿を表出することができたと感じております。

つまり「この土地（郷土）を識る」ということに至ったわけですが、「識る」ことは郷土を愛する心に繋がるものではないかと思えます。この「文化的景観」の保存計画が、現代に生きる我々はじめ子や孫のためにも愛すべき郷土となるための一助となることを願ってやみません。

このたび風景条例および風景計画が策定されたのを受けて、平成20年に策定された保存計画を改定するものです。

平成23年3月

板倉町長 栗原 実

例 言

- 1 本書は、平成19年度文化財保存事業国庫補助金・県費補助金を得て、実施した文化的景観保存計画の策定書を、平成22年度、同様の補助金を得て改訂したものである。
- 2 本書は、板倉町教育委員会が平成17～19年度の「板倉の水郷景観保存計画策定委員会」（委員長：板倉町長 針ヶ谷照夫）によって、内容の検討が行われたものである。
- 3 調査および本書の編集については、板倉町教育委員会を事務局として、株式会社文化財保存計画協会に委託して実施したものである。しかし平成22年風景計画の策定および風景条例制定が施行されたことを受けて、平成22年度、それらを加味した上で、保存計画を改めるものである。改訂版を作成するにあたっては、事務局が編集見直しを行った。

事務局	板倉町教育委員会教育長	今村 好市
	事務局長	田口 茂
	生涯学習グループリーダー	小嶋 栄
		宮田 裕紀枝
		森田 直希

調査および編集機関 株式会社文化財保存計画協会

代表取締役	矢野 和之
研究員	川口 純代
研究員	大江 栄三
技術員	岡村 祐

(改訂版)

事務局	板倉町教育委員会教育長	鈴木 実
	事務局長	小菅 正美
	生涯学習係	小嶋 栄
		宮田 裕紀枝

- 4 本書の構成は、以下のとおりである。
 - 第1部 「水場」板倉町の特性
 - 第1章 「水場」の自然特性
 - 第2章 「水場」の歴史特性
 - 第3章 「水場」の生活生業
 - 第4章 「水場」を支える現在の仕組み
 - 第5章 「水場」意識の特性
 - 第6章 「水場」景観の特性とその保存・活用
 - 第2部 板倉町の「水場」景観保存計画
 - 第1章 「水場」景観の特性と保存の意義
 - 第2章 「水場」景観の保存対象範囲

- 第3章 文化的景観保存のための基本方針
- 第4章 景観保存のための法規制
- 第5章 文化的景観の整備活用
- 第6章 文化的景観の保存活用に関する体制
- 第7章 文化的景観の重要な構成要素

5 文責は文末に記す。ただし、記していない部分に関しては、事務局および株式会社文化財保存計画協会による。

6 写真は、基本的には、新たに事務局および株式会社文化財保存計画協会が撮影し、それ以外は明記した。

7 空中写真は、中扉が平成18年撮影、口絵は平成22年撮影、いずれも板倉町教育委員会所蔵である。

8 挿図の引用資料は、それぞれの挿図下に資料名を明記する。

9 「水と水文化年表」は『水郷のわざと生業』（板倉町民俗研究会 2005）、「水ごよみ」は『水がはぐくんだぶんか』（板倉町教育委員会 2005）より転載する。

10 「^{みずば}水場」とは、利根川中流域における低湿地を表す語として、板倉町を始めとする地域に用いられてきた呼称である。

11 協力者は下記のとおりである。記して謝意を表す。

板倉の水郷景観保存計画策定委員・文化庁・利根川上流河川事務所・渡良瀬川河川事務所・群馬県館林土木事務所・板倉町民俗研究会・板倉町古文書調査員会・アクリメーション振興財団専務理事白井勝二氏・東京大学大学院教授横張 真氏・同学生渡部陽介氏・同学生桑木麻美子氏・群馬県自然環境調査員関根和伯氏・同青木雅夫氏

目 次

口絵

河の流れとともに 一序にかえて一

例言

目次

はじめに

第1節 利根川・渡良瀬川流域の「水場」の概要	1
(1) 利根川・渡良瀬川流域の概要	1
(2) 利根川中流域の「水場」の概要	2
(3) 板倉町の概要	3
第2節 計画策定の沿革と経過	5
(1) 計画策定の沿革	5
(2) 計画策定の経過	6
第3節 「水場」らしさを見直す取り組み	8
(1) 行政の取り組み	8
(2) 住民の取り組み	11
第1部 「水場」板倉町の特徴	
第1章 「水場」の自然特性	15
第1節 気象	15
(1) 気温・降水量	15
(2) 風	15
第2節 地形・地質	15
(1) 沖積低地	15
(2) 洪積台地	16
第3節 水系	19
(1) 河川	19
(2) 池沼	21
(3) 用排水路	22
第4節 生態系	28
(1) 洪積台地	28
(2) 沖積低地	28

第2章 「水場」の歴史特性	41
第1節 通史	41
(1) 原始から中世末期	41
(2) 中世末期から近世	41
(3) 近代以降から昭和初期	42
(4) 昭和20年代以降	42
第2節 水害史	43
(1) 水害の発生状況および特徴	43
(2) 足尾銅山鉱毒による被害	44
(3) カスリーン台風による水害状況	45
第3節 治水史	46
(1) 河道改修 (松浦 茂樹)	46
(2) 板倉沼と谷田川の治水 (松浦 茂樹)	54
(3) 板倉町における治水事業	57
第4節 開発史	66
(1) 低地開発	66
(2) 絵図・古地図からみた近代化以前の板倉の景観 (関戸 明子)	70
第5節 土地利用と景観の変遷	80
(1) 近代以降における土地利用の変遷状況	80
(2) 屋敷林景観の変化と不変化 (宮脇 勝)	87
第3章 「水場」の生活生業	94
第1節 水場の信仰・習俗	94
(1) 水場の信仰	94
(2) 水場の神事・芸能	100
第2節 住まい	105
(1) 屋敷構え (加藤 誠洋)	105
(2) 水塚 (加藤 誠洋)	106
(3) 屋敷林	116
第3節 農業	117
(1) 農業環境の変移	117
(2) 掘上げ田 (川田)	118
(3) 「水場」における農業の知恵	124
第4節 漁撈 (内田 幸彦)	126
(1) はじめに	126

(2) 板倉町の漁撈概観	126
(3) 漁撈の変容と衰退	129
(4) 現在の漁撈と景観	130
(5) おわりに	132
第5節 水運	133
(1) 利根川水運の概要	133
(2) 板倉町における河岸	133
(3) 渡し場・沈下橋	134
第6節 途絶えた生業	136
(1) カモ猟	136
(2) 鮭漁	136
(3) 養蚕	136
(4) ヨシズづくり	137
第4章 「水場」を支える現在の仕組み	138
第1節 用排水システム	138
第2節 渡良瀬遊水地	139
第3節 高規格堤防	140
第4節 水防団	140
第5章 「水場」意識の特性	141
第1節 「水場」に育まれた意識の特性	141
(1) 土地利用と「水場の一寸高」	141
(2) 水害への意識	141
第2節 「水場」に対する意識の変化	142
(1) 昭和54年「水害に関する意識調査」	142
(2) 平成9年「水場における「生活の知恵」について」調査	145
(3) 平成19年「水害に関する意識調査」	146
(4) 平成22年「板倉町の洪水に関する住民意識調査」	148
(5) 住民意識の変化	150
第6章 「水場」景観の特性とその保存・活用	152
第1節 「水場」の景観特性	152
(1) 「水場」らしさの整理	152
第2節 「水場」の土地利用特性	153
(1) 伝統的な土地利用	153

(2) 現代の基本的な土地利用	154
(3) 付加される土地利用	155
第3節 板倉町の景観区分	156
第4節 「水場」の特性を示す要素の分布	158
第5節 板倉町の「水場」景観の価値と保全について（宮脇 勝）	159
(1) 板倉町の景観の価値	159
(2) 景観の定義と板倉町	159
(3) 今日の具体的な景観整備課題について	162
第6節 ランドスケープ計画の視点からみた板倉の文化的景観（横張 真・渡部陽介）	165
(1) 文化的景観に対する基本的認識	165
(2) 板倉の文化的景観の重要構成要素	166
(3) 板倉の文化的景観保全に向けた仕組み	169
第7節 文化的景観の保存とまちづくり（岡部 守）	173
(1) 景観および文化資源の保存と活用	173
(2) 地域資源保存継承のための組織・手段	177

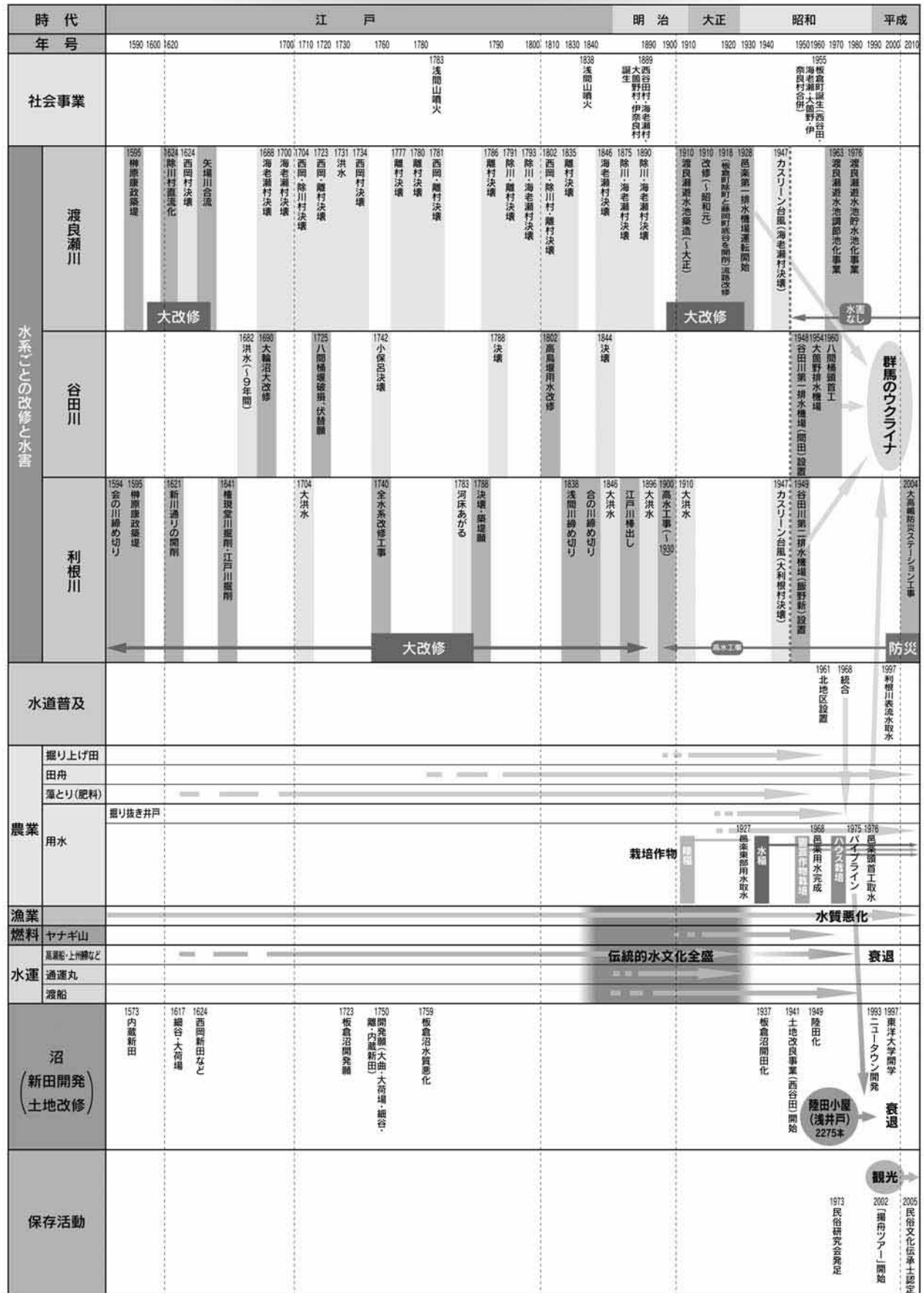
第2部 板倉町の「水場」景観保存計画

第1章 「水場」景観の特性と保存の意義	183
第1節 「水場」景観の特性整理	183
第2節 「水場」景観を保存することの意義	184
第2章 「水場」景観の保存対象範囲	185
第1節 保存計画の対象範囲	185
(1) 重要文化的景観を目指す範囲	185
(2) 重要文化的景観の申出についての考え方	185
第2節 保存計画対象範囲の現状	188
(1) 利根川地区	188
(2) 渡良瀬川地区	192
(3) 渡良瀬遊水地地区	195
(4) 谷田川地区	198
(5) 古利根地区	203
(6) 雷電神社周辺地区	206

第3章 文化的景観保存のための基本方針	209
第1節 基本方針	209
第2節 地区別方針	211
(1) 利根川地区	211
(2) 渡良瀬川地区	212
(3) 渡良瀬遊水地地区	213
(4) 谷田川地区	214
(5) 古利根地区	216
(6) 雷電神社周辺地区	217
第4章 文化的景観保存のための法規制	218
第1節 現行の土地利用に関する法規制	218
第2節 風景計画における行為規制	222
第3節 文化的景観の保存に関わる現状変更行為	226
第4節 文化的景観を形成する重要な家屋について	233
第5章 文化的景観の整備活用	235
第1節 構成要素の整備・修景の考え方	235
第2節 公開・活用の考え方	236
第6章 文化的景観の保存活用に関する体制	238
第1節 行政組織づくり	238
第2節 住民組織づくり	239
第7章 文化的景観の重要な構成要素	241
第1節 文化的景観を構成する重要な構成要素の考え方	241
第2節 文化的景観の重要な構成要素	242

<付録 CD> 文化的景観の重要な構成要素

水と水文化年表



An aerial photograph of a rural landscape. A wide river flows through the bottom right corner, curving towards the center. The land is divided into a grid of green and brown agricultural fields. A small cluster of buildings, possibly a village or farmstead, is visible in the middle ground. The overall scene is a typical rural agricultural setting.

はじめに

水ごよみ

	食	産業	まつり	昔の行事など
冬	1 (正月料理) 七草がゆ(7日) 小豆がゆ(小正月) 十王飯 すみつかれ(初午)	蹴入り 初市 柴焼き(利根川) 柴焼き(谷田川)	 司取し式  高麗天満宮例大祭	ヨシズ編み(3月~)
	3 よもぎ餅(桃の節句)	 ヨシ焼き(海良瀬遊水地)	大杉様	
春	4 柏餅 サナブリ(南・東地区)	水利権(~9月) 田植え(東・南地区)  提舟ツアー(~6月)		麦念仏(大曲・西岡新田)
	5 サナブリ(西地区)	田植え(西地区)	 雷電神社例大祭	
夏	6 サナブリ(北地区)	水路の漕刈り(南地区) 麦刈り・田植え(北地区)		
	7 (盆の食) 朝:黄粉ぼたもち 昼:うどん(14~16日) 夜:白飯・南瓜と切りこぶ煮(13~15日)	 稲刈り(東・南地区)	夏越(雷電神社) マコモ馬  夏越(福黒天満宮)	夏越(雷電神社)
秋	8 雄魚煮		 川への盆送り	
	9 雄魚煮	提舟ツアー(~10月) 水路の漕刈り 稲刈り(西地区)		
秋	10 雄魚煮	 稲刈り(北地区)		
	11 (餅つき:餅なし正月の家)	麦まき	えびす講	
冬	12 南瓜・柚(冬至) (餅つき) (大掃除の日の食) 年越しそば		 正月餅づくり 注連餅づくり 火番小屋(愛宕様)	柳の枝伐り(燃料) 柳挿し木作業 ヨシ刈り 餅市

はじめに

第1節 利根川・渡良瀬川流域の「水場」の概要

(1) 利根川・渡良瀬川流域の概要

関東1都5県にまたがる利根川流域の面積は16,840 km²におよび、我が国随一の規模を誇る。首都圏とその近郊の穀倉地帯を控え、我が国の治水・利水上、最も重要な河川の一つである。

徳川氏の関東入国以来、盛んに行われた治水事業により、流域の低地における新田開発が盛んになった。また江戸と繋がる舟運ネットワークによる流通が盛んとなり、明治期以降においても、日本の近代化を支えた。

利根川の源流は、新潟県との県境にある大水上山(標高1,840m)であり、中下流域は古来、幾筋にも乱流し、江戸湾に流れ込んでいた。天正4(1576)年の権現堂堤築造に始まる河道の瀬替え事業は、120年余の年月を費やして、銚子に至る流路への東遷に成功した。その目的は、江戸の洪水防御、新田(用水)開発、舟運、街道整備等の諸説がある。特に舟運は、江戸と関東各地を連絡する一大水路網として重要な役割を担い、沿岸には、数多くの河岸が発達した。

渡良瀬川は、利根川水系第一の規模を誇る支流であり、栃木県と群馬県の県境にある皇海山(標高2,144m)を源とし、渡良瀬遊水地を経由して利根川に流入する。渡良瀬川の上流域には、日本の近代化とともに発展を遂げた足尾銅山があり、その流域は、明治20年代頃から鉱毒により多大な被害を被り、川俣事件や田中正造による明治天皇への直訴に象徴される大きな社会問題として、歴史にその名を留めている。旧谷中村を犠牲とした渡良瀬遊水地の造営は、国策としての採鉱や資本家の利益を擁護しつつ鉱毒問題に終止符を打ち、なおかつ江戸川への流下を抑制しながら渡良瀬川・利根川流域における洪水被害を抜本的に解決しようとするものであった。渡良瀬遊水地は、栃木・茨城・群馬・埼玉県の2市4町からなり、面積は3,300haあり、現在では、広大なヨシ原として低地の豊かな自然環境を形成している。

利根川の上流域は、源流から約50km間に約500mという急峻な流下を見せるが、中流域から下流域ではほとんど平坦となり、関東平野を河口までゆったりと流れる。ちなみに利根川中流域とは、伊勢崎市八斗島(あるいは五料橋)から千葉県野田市関宿までの区間に相当する。

渡良瀬川の合流する利根川中流域は、広大な沖積低地が広がる水害常襲地帯であり、「水場」と呼ばれる地域である。この地域には、水害に備えた水防建築「水塚」が点在する。なかでも板倉町における「水塚」の残存数は150棟弱と顕著である。また、避難時などのために揚舟を軒下等に所有する数も、約200艘と極めて多い。

(2) 利根川中流域の「水場」の概要

利根川中流域の水害常襲地帯は、いつの頃からか一般的に「水場」と呼ばれた。近世文書には「水損場」、「水損地」という言葉が見られ、これが「水場」と略されたとも考えられる。

「水場」と称するについて、板倉町を例にすると、町外から本町全域を指している場合と、町内の、台地上（除川・西岡地区）に住む人々が、低地（細谷・大荷場など）を指している場合とがある。「水場に嫁にやるな」とか、逆に「水場から嫁をもらうな」ということが言われる。また「水場だから共同意識が強いが、高台地域は薄い」「水場の人々は堅實的」といった町内においても高台と低地に住む人々の意識の違いを認める。

「水場」という言葉が表す空間は、本来、「水辺環境」もしくは「水辺エコトーン」であると考えられ、生命を支える水からの恩恵に恵まれた空間である。「水場」では、一般的に「洪水にあった翌年は豊作である」と聞かすが、つまり、2・3年に1回の被害を被っても、氾濫がもたらす栄養分によって、翌年はそれに見合うだけの豊作となったということである。板倉町では、河川の氾濫等を「オオミズ」と言う古老が多く、元来「水害」と言う言葉はあまり用いないという。また、洪水により作物が不作の時でも漁業により、生活を補うこともできた地域であり、水からの恩恵に育まれた「生業複合」の場が、「水場」なのであり、「内陸漁村」と言われる所以でもある。

けれども、近世後期から激しさを増した渡良瀬川堤防の決壊や、近代以降の足尾鉍毒事件によって、「水場」は、水からの「害」を常習的に被る地域として、称されるようになったものと推察する。前者の渡良瀬川の決壊は、江戸川の棒だしなどの利根川改修等による洪水流の逆流に起因するところが大きく、また後者は富国強兵を強健に推し進めることにより発展した近代産業に伴う公害である。このように人災といっても過言でない水の「害」は、「水場」の「水害常襲地帯」としての側面を顕在化した。「水場に嫁にやるな」という言葉が表すように、「水場」の用語は、辛苦に満ちた生活を強いられる地域を表す言葉として、認識されたと推察される。

しかし、いずれにしても、水の「恩恵」のみならず「害」をも受けとめ、その中で知恵を編み出し、たくましく自己防災をしてきたのは、ほかならぬ私たちの先人たちである。「水場」に生きた先人は、いつの時代も政治的なより大きな枠組みの中で造られた”自然”に順応し、水からの「害」を軽減し、「恩恵」を享受するための豊かな生活文化を有していたし、その文化は現在も脈々と息づいている。

「水場」は、利根川・渡良瀬川流域の低地環境における自然・歴史、更にはそれにより育まれてきた文化を有する地域（景観）を表現するにふさわしい言葉であり、そこに生きた先人への敬意を表す意味からも、誇るべき言葉である。

昭和 22（1947）年のカスリン台風以降、「水害」に見舞われることはなくなった。治水技術の充実は、皮肉にも「水場」の独自性を消失させつつある。人々の自己防災への意識を薄れさ

せ、「水場」のシンボルとも呼べる「水塚」は、急速に姿を消している。また、「水害」の抑制は、同時に水の「恩恵」をもたらす「オオミズ」の抑制でもあり、その恩恵によって、育まれてきた「水場」の生活・生業の継承は、徐々に困難な状況になっている。

(3) 板倉町の概要

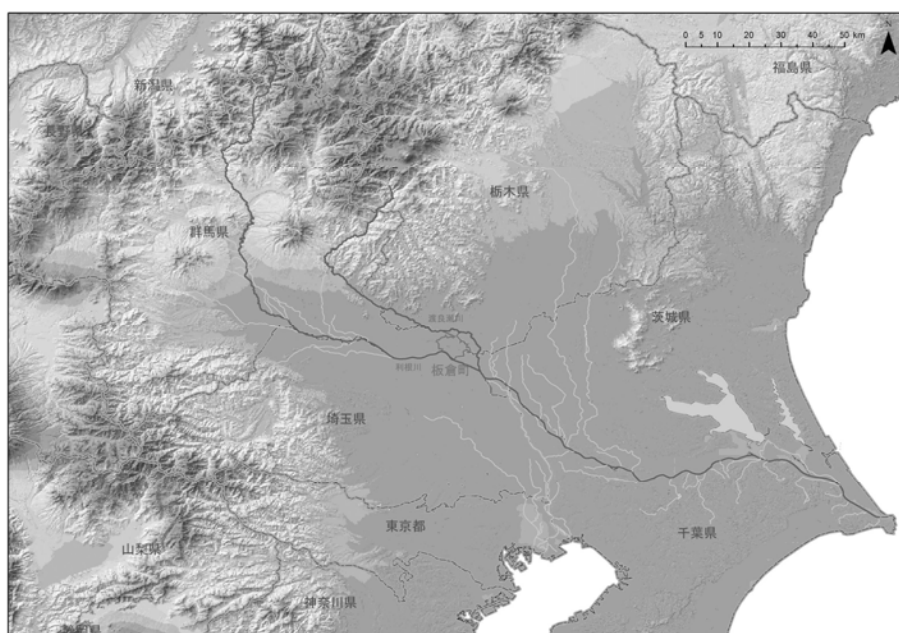
板倉町は、利根川中流域に位置し、利根川・渡良瀬川の両河川に挟まれる「水場」である。

現在の板倉町は、昭和 30 (1955) 年に西谷田村・海老瀬村・大箇野村・伊奈良村の 4 ヶ村が合併して誕生した。「鶴舞う形」と形容される群馬県の南東端のくちばし部分に位置し、栃木・埼玉・茨城との県境地域にあたる。

板倉町の南側には、我が国最大の流域面積を誇る利根川が流れ、また北側には利根川水系最大の支流である渡良瀬川が流れる。板倉町は、これらの河川が形成した低湿地が広い面積を占め、昭和 22 (1947) 年に発生したカスリーン台風までは、頻繁に水害に見舞われた地域であり、その水害の激しさゆえに「水場」と呼ばれた地域である。その一方で「水場」は、河川がもたらす「水」の恩恵を享受できる豊かな地域でもあった。板倉町に生きた先人は、「水」の恩恵に育まれた「水場」特有の生活文化を育み、その伝統は今日も受け継がれている。また、近世から近代において、水害を克服する地域的な治水構造を形成するために、様々な土木事業が行われ、それらは現在も板倉町の骨格となり、現在の安全で住みやすい町への発展に繋がった。

現在の板倉町は、総面積の約 55%を農地が占める一方、市街化区域は町域全体の約 9%であり、首都圏内でこれほど広大な農地が占める市町村はほかに例がなく、都市近郊型農業を振興

している地域である。また、近年では都心への通勤圏であるという利点を活かして、大学の設置や東武日光線の新駅設置、ニュータウン事業の展開など都市機能の充実も図っており、豊かな自然に恵まれた田園都市としてのまちづくりを進めている。



関東平野における板倉町位置



板倉町全図

昭和30年の合併前の旧4村が、それぞれ北地区（西谷田地区：西岡新田・西岡・除川・大曲・大荷場・細谷・離）、東地区（海老瀬地区）・西地区（伊奈良地区：板倉・岩田・粕谷・内蔵新田・大蔵）・南地区（大箇野地区：飯野・大高嶋・下五箇）となる。

第2節 計画策定の沿革と経過

(1) 計画策定の沿革

1) 板倉町特有の「水文化」に対する関心の高まり

板倉町では、時代の変化に伴い、継承されるべき伝統文化や水防に対する意識が徐々に薄れていくことを危惧し、昭和40年代の町史の編纂事業を嚆矢として、長年にわたって地域特有の歴史・文化・自然を見直す取り組みを行ってきた。

近年では、さらに「水」と関わりある地域固有の文化を「水文化」と称して、地域の「水文化」を保存し活用する機会を増やしてきた。例えば、「水塚」や「揚舟」など水害時の避難用の建築物や道具の残存状況の実態把握、文化財研究誌及び広報紙の発刊、「板倉学講座」の開講や小学生を対象とした体験学習「揚舟講座」など、学校教育や地域学習にも積極的に取り入れてきた。加えて、谷田川の柳山を巡る「揚舟ツアー」は、平成13(2001)年国民文化祭時に、先人の知恵を見直す意味で実施した結果、地域をみつめる契機となったと考える。さらに多くの人に「水文化」を知ってもらう機会のひとつとして、現在は観光事業として定着している。

2) 「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」における重要地域の認定

平成15(2003)年に文化庁によってまとめられた「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」の報告書には、重要地域として全国180地域が挙げられ、文化財としての保護の施策を講じる必要があるとしている。その重要地域の一つとして渡良瀬遊水地があり、個別に挙げられた板倉町内の「飯野の川田」「谷田川サイフォン」「合ノ川橋」など5つの要素は、渡良瀬遊水地に流れ込む谷田川流域に点在しているものであった。

3) 「板倉の水郷景観保護推進事業」の実施

板倉町では、地域の「水文化」に対する関心の高まりと、文化庁の調査報告を受け、「水文化」を守り・伝え・活用していくための1つの方策として、「水文化のある風景」を「文化的景観」として捉え、国の定める重要文化的景観の選定を目指すこととした。その一連の事業は、「板倉の水郷景観保護推進事業」として、平成17年～平成20年度に取り組むこととなった。

(2) 計画策定の経過

板倉町は、「板倉の水郷景観保護推進事業」として、文化財保護法による重要文化的景観選定のための前提条件を整備することとした。事業期間は平成17年～平成19年度であり、内容としては、調査事業、保存計画策定事業、普及・啓発事業により構成された。

1) 計画策定のための体制

本事業を推進するにあたって、板倉町では有識者・住民・行政からなる「板倉の水郷景観保存計画策定委員会」（平成17～19年度）を組織し、専門的な立場からの指導・助言を得た。なお、平成22年度、東京大学大学院教授横張 真氏・同学生渡部陽介氏・同桑木麻美子氏に依頼し、追調査を行った。

板倉の水郷景観保存計画策定委員名簿

区分	氏名	役職	専門	備考
委員長	針ヶ谷照夫	板倉町長		
副委員長	松浦 茂樹	東洋大学国際地域学部教授	国土学	
委員	岡部 守	東京農業大学大学院教授	農業経済学	
	宮脇 勝	千葉大学大学院准教授	都市計画学	
	関戸 明子	群馬大学教育学部准教授	地理学	
	加藤 誠洋	加藤建築設計室	建築学	
	内田 幸彦	埼玉県立民俗文化センター学芸員 埼玉県教育委員会教育局	民俗学	平成17年度 平成18・19年度
	根岸 昭雄	板倉町民俗研究会会長	有識者	
	山岸 秀男	河川（谷田川）愛護団体会長	有識者	平成17年度
	荒井賢一郎	河川（谷田川）愛護団体会長	有識者	平成18・19年度
	佐藤 宏明	利根川上流河川事務所長		平成17年度
	藤澤 寛	利根川上流河川事務所長		平成18・19年度
	田所 正	利根川上流河川事務所長		平成19年度
	倉澤 勉	群馬県教育委員会文化課長		平成17年度
	熊川 隆一	群馬県教育委員会文化課長		平成18・19年度
	入沢 正光	群馬県自然環境課長		平成17・18年度
	渡辺 辰雄	群馬県自然環境課長		平成19年度
	吉岡 博	群馬県館林土木事務所長		平成17・18年度
	千頭和民幸	群馬県館林土木事務所長		平成19年度
	古橋 泰治	板倉町議会議長		平成17・18年度
	荻野 美友	板倉町議会議長		平成19年度
	小島 昭男	板倉町議会総務文教委員長		平成17年度
石山甚一郎	板倉町議会総務文教委員長		平成18年度	
宇治川利夫	板倉町議会総務文教福祉委員長		平成19年度	
落合 三郎	板倉町助役		平成17・18年度	
今村 好市	板倉町教育委員会教育長			
小野田吉一	板倉町企画財政課長 板倉町総合政策課長		平成17・18年度 平成19年度	

区分	氏名	役職	備考
助言者	本中 眞	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官	
	井上 典子	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	
	鈴木 地平	文化庁文化財部記念物課文部科学技官	
	右島 和夫	群馬県教育委員会文化課文化財主監	
	築瀬 大輔	群馬県教育委員会文化課専門員	平成17年度
	青木 央子	群馬県教育委員会文化課指導主事	平成18・19年度
	田島 輝之	群馬県教育委員会文化財保護課指導主事	平成22年度(改訂版)

2) 保存調査の実施

保存すべき景観の保存計画の策定に先立ち、第一に、平成 17 年度から 18 年度の 2 ヶ年にわたり、板倉町の景観における文化的な価値を明らかにするための調査を実施した。平成 17 年度は、調査の第一段階として、板倉町の「水文化」に関わる既存資料の収集及び整理を行い、基礎情報の把握に取り組むとともに、景観を構成する要素を抽出し、2 回の委員会を開催し検討を行った。平成 18 年度は、調査の第二段階として、「水文化」を継承する板倉町を、地域の伝統的な呼称である「水場」という言葉で表し、その特徴を最も表徴する地区を対象地区として現地調査を行った。合わせて、景観認知に関する事項として、昭和 54 (1979) 年に民俗研究会が実施したアンケートについて再調査を行い、25 年以上経過したことによる住民意識の変化の把握を行った。平成 18 年度には 3 回の委員会を開催し調査結果の検討を行った。

平成 17 年から 18 年度における調査および検討の結果は、『群馬県板倉町 水場の文化的景観保存調査報告書』として、整理を行った。

3) 保存計画の策定

2 ヶ年にわたる文化的景観の保存調査結果に基づき、平成 19 年度には、保存計画の策定が行われた。計画策定にあたり、2 回の委員会を開催し、計画対象範囲や景観保存のための基本方針や、法規制、整備活用及び体制について検討が行われた。

本書は、上記の検討結果に基づくものであり、以下、第 1 部として、板倉町の「水場」景観の概要を示すとともに、第 2 部として、板倉町の「水場」景観保存計画を示すものである。

そして平成 22 年 6 月 18 日「板倉町風景計画」の策定および「板倉町風景条例」の公布、さらに平成 22 年 10 月 1 日の施行を受けて、平成 22 年度『利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画』を改訂するものである。なお名称については、文化庁の指導により『利根川・渡良瀬川合流域に形成された水場景観保存計画』と改める。

第3節 「水場」らしさを見直す取り組み

(1) 行政の取り組み

板倉町では、早くから地域特有の歴史・文化・自然を見直す取り組みが行われてきた。その嚆矢といえるのが、町史の編纂である。「過去に歩んできた先人の苦労と生活の知恵を知り、それを土台として明日の豊かな町創りのための糧としなければならない。まさに「温故知新」の一大事業である。」(『板倉町史上巻』「発刊のことば」とあるように、地域そのものを見直そうという動きであり、これは、まさに高度経済成長を終えた当時のわが国全体の課題でもあった。

バブル経済が崩壊した90年代半ば以降、文化財研究誌及び広報紙の発刊、そして国民文化祭の開催や板倉学講座といった普及・啓発イベントを開催し、地域の歴史・文化・自然に対して広く住民の関心を喚起する取り組みを継続的に行ってきた。

行政による水場の文化の見直し取り組み

年	できごと
昭和 35 (1960) 年	板倉町民俗調査を実施(群馬県下において3番目)
昭和 45 (1970) 年	町史編纂室の発足
昭和 53 (1978) 年	板倉町史の発刊(1978年～1989年) 「水塚・揚舟・田舟・備蓄米の悉皆調査」、「水場に関する意識調査」などを実施
平成 7 (1995) 年	文化財調査研究誌「波動 Vol.1」及び文化財広報紙「波紋 Vol.1」の発刊
平成 13 (2001) 年	国民文化祭「水の文化フェスティバル」開催
平成 13 (2001) 年	文化財資料館開館
平成 16 (2004) 年	第1回「板倉学講座」開催
平成 16 (2004) 年	群馬県と板倉町共同プロジェクト「水郷いたくら 水文化のある風景活用プロジェクト」を組織

1) 『板倉町史』の発行

昭和45(1970)年に発足した町史編纂室の精力的な活動により、通史編上下巻の刊行の間、93集という膨大な基礎資料を作成し、主なものを、9巻の資料編にまとめている。

『板倉町史』について調査執筆をできるだけ地元民の手で行ってきたことへの思いは、『板倉町史基礎資料 第49号』 板倉町の民俗行事その2(1977)のまえがきにみるので引用する。

「今までの調査は、どちらかといえば旅人がひょっこりきて何地点か時期に関係なく調査して、全体を推論して報告する場合が多かった。何時の時代でも歴史を作り支え文化を創ってきた常民といわれる農民は、正月やお盆の行事はその時がきて始めてその準備をし、行事を行うのであって、支配者や学問のある者のように、文字や頭の中に学問として記憶していないので

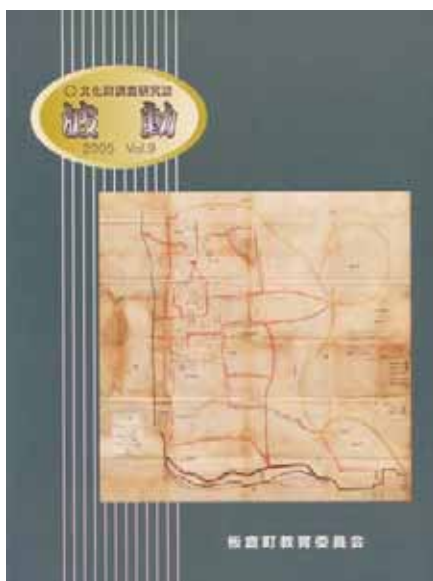
ある。体で覚え血で伝承しているところに大きな相違点がある。つまり、今夏の調査のねらいは、旅人の調査でなく、自分達の先祖が昔から受け継いできた素晴らしい文化をこの土地に生を亨けている者として、点でなく面として把え探求しようとした。」

昭和55(1980)年、別巻四の刊行の折、「地域史に関するシンポジウム」を開催し、地域史の作成からまちづくりを考えている。

そして農民たち自身の手による調査は、全国例のないものとして評価され、昭和 59 (1984)年、『板倉町史』は、「第3回風土賞」を日本地名研究所より受賞する。

2) 文化財調査研究誌『波動』及び文化財広報紙『波紋』の発行

文化財調査研究誌『波動』及び文化財広報紙『波紋』ともに、板倉町教育委員会によって平成7(1995)年よりほぼ毎年発刊されている。テーマは幅広く、自然環境、生態系、食文化、歴史的な事件、出土品、水塚など、板倉の歴史、文化、自然を対象としている。水と関わりある地域の文化を見直し、再認識していこうという試みであり、多くの専門家による寄稿は、板倉の文化的価値の幅広さを物語っているといえる。



文化財調査研究誌『波動』Vol. 9 (2005)



文化財情報紙『波紋』Vol. 11 (2005)

3) 国民文化祭

国民文化祭は、昭和 61 (1986) 年に第 1 回が東京で開催され、その第 16 回が平成 13 (2001) 年群馬県を舞台に開催された。板倉町では、「水の文化フェスティバル」として地域の文化をアピールする様々なイベント(揚舟ツアー、水郷ウォーキング、漁法の実演等)が行われた。この国民文化祭は、これまでの町の取組みを内外に発信する格好の場となった。

4) 板倉学講座

平成 14 (2002) 年度以来、地域の文化を見直し、再認識するという目的で、「板倉学講座」が開かれている。毎年 5 名ほどの講師が板倉の歴史・文化・自然をテーマに、各々の見地から多面的に、水場における文化の価値を住民に広めている。

板倉学講座の内容 (平成 15 年度～平成 17 年度)

平成 15 (2003) 年度	平成 16 (2004) 年度	平成 17 (2005) 年度
「雷電神社の建築について」 (村田敬一氏)	「水塚・水屋・段蔵－日本各地の水防建築－」 (伊藤安男氏)	「利根川の水運と高瀬舟」 (川名 登氏)
「利根川の流路変遷と水害」 (大熊孝氏)	「渡良瀬川の河道変遷」 (澤口宏氏)	「雷電神社所蔵『高瀬舟の絵馬』から見える利根川水運」 (島田 洋氏)
「除川村の古絵図を読み解く」 (築瀬大輔氏)	「土面となかま」 (小野美代子氏)	「スミツカリのルーツを追って－平安時代の近江国から板倉町まで－」 (松本忠久氏)
「地域対立から見た渡良瀬遊水地の成立」 (松浦茂樹氏)	「文化財保護法の改正と文化的景観」 (本中眞氏)	「板倉の水塚 課題と提案」 (加藤誠洋氏)
「板倉の風土と環境のうつりかわり－縄文海進から現代まで－」 (辻誠一郎氏)	「アンバ大杉の信仰」 (大島建彦氏)	「利根川中流部の排水機－自然排水からポンプによる強制排水へ－」 (熊倉一見氏)

5) リーフレット『みずば』の発行

「板倉町の水郷景観保護推進事業」の一環として、平成 18 (2006) 年度に、リーフレット『みずば』(1～5号) を発行し、文化的景観に関する板倉町の取り組み状況の紹介に努めた。



リーフレット『みずば』(左: 1号、右: 4号)

(2) 住民の取り組み

板倉町民俗研究会は、昭和 49 (1972) 年に発足した有志による地域活動組織、農具や民具の収集・保管、そしてそれらの活用を主たる活動としている。活動は多岐にわたり、歴史を遡れば、町史編纂事業においては、水塚や揚舟の悉皆調査がある。『板倉町史基礎資料第 75 号 板倉町の民俗行事その 3』(1978) の小森谷町長の序文に、「調査項目や設問事項が膨大なため、質問する側もそれに答える側も真剣そのものであり、あるものは全部語ろうとし、思い出すのに時間がかかったり、言おうとしているのが伝わらないもどかしさ、…(中略)…何回か訪ねてようやく一つの調査票が完成されるとの話を民俗研究会の若者から聞かされ…彼の手を思わず握りしめ…(中略)…調査にあたった人も専門家でなく、農民であり、語る人も農民である。そのため土に生きる者同士として共鳴し…」と民俗研究会の苦労が見てとれる。また、発案者である現町長が『地域史に関するシンポジウム研究集録』(1981)の中で、「自分たちの町の調査は自分たちの手で行いたい」というのが町史編纂において住民参加の調査のきっかけとなったとある。さらに水害を受けながら苦労して買った農機具類が消えていくことを憂いて民具の収集をはじめ、川や沼から多大な恵みを受けていたので、汚染問題や農業用水などから水問題への取り組みがはじまったと述べている。

そして、歴史民俗資料館の建設(未実現)のための資料収集や住民への普及など地道な活動を行ってきた。

特に近年は、平成 13 (2001) 年の国民文化祭時に揚舟を谷田川に浮かべたことをきっかけに「揚舟ツアー」を実施するようになり、毎年恒例の観光事業として定着している。そして平成 16 年度には、漁法や舟大工の技術など「水場」の生活を約 25 年前の調査に基づいての再調査、翌年には伝統食の調査や映像記録等を行った。それらをそれぞれ『水郷のわざと生業』(2005)、『水郷の伝統食』(2006)として報告している。舟大工の技術を記録するとともに、利根川の水運に欠かせなかった「利根川高瀬舟」の復元を試み、「舟下ろし」を再現、さらには、利根川・谷田川で操船し、帆船の技術継承として、町民の乗船等を行い活用している。また、西小学校の 5 年生を指導しながら、川田の保存にも取り組んでいる。

これらの成果が認められ、平成 18 (2006) 年「第 5 回むらの伝統文化顕彰 農林水産省農村振興局長賞」、平成 19 (2007) 年日本河川協会より「河川功労者賞」をそれぞれ受賞している。

このように板倉町における「水場」の理解と継承に多大なる貢献をしている。

谷田川右岸側の高鳥集落の地元有志によって、4・50 年前の環境を取り戻したいと「天神池探検隊」を平成 12 年に発足し、各月に定点観測(水質)、肘曲り池での外来魚駆除やゴミ拾いを行っている。そして生物の観察会を開催し、自然環境に目を向ける事業を展開している。これらのことが認められ、「平成 21 年度 群馬県環境賞」を受賞している。